

## 第四章 ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態の把握

### 4-1 はじめに

本章では、第二章で取り上げた現在の日本の高齢化社会において、全国各市 789 市及び東京 23 区に焦点をおき、ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態を把握する。

### 4-2 本章の目的

ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態を明らかに示すこと（目的 1）を目的とする。

### 4-3 調査方法

3-2（予備アンケート調査）と 3-3（本アンケート調査）で述べたとおりである。

### 4-4 調査対象地

3-2（予備アンケート調査）と 3-3（本アンケート調査）で述べたとおりである。

### 4-5 調査結果

予備アンケート調査結果、本アンケート調査、追加アンケート調査結果をもとに考察を行う。

#### 4-5-1 ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態について

##### 4-5-1-1 ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の有無

まず、予備アンケート調査で調査対象地としていた全国各市 789 市の自治体と東京 23 区のごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の有無を表 4-1 に示す。表 4-1 から、予備アンケート調査において返信のあった市のうち、廃棄物処理法で規定される「ごみ排出者」、「許可業者」以外でも、「ごみ排出者別居家族」や「ごみ排出者が同席であれば、運転手はだれでもいい」と回答した自治体が各 60% 以上あり、多くの市は、搬入資格者を厳しく制限していないことがわかった。「その他」は、「市内居住者」、「業としてダメ」、「廃棄物処理依頼書を提出されている人」、「ごみ排出者から委任状をもらった人」、「市で搬入許可証を交付した法人・個人」、「市長が必要と認めるもの」、「委託業者」などが含まれる。

表 4-1 ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の有無 (n=358)

ごみ清掃工場への搬入資格者	回答市数(複数回答可)	回答率
ごみ排出者本人	326	91%
許可業者	329	92%
ごみ排出者別居家族	246	69%
ごみ排出者が同席であれば、運転手はだれでもいい	236	66%
ごみ排出者が同席であれば、運転手は排出者の親戚に限り認める	31	9%
その他	106	30%

#### 4-5-1-2 ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断を始めた時期

予備アンケート調査結果から、ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断を実施している市について、実施開始年度別に表 4-2 に示す。表 4-2 から、「不明」を除く、最も多かった開始年度は「～1989年」の間で 40 市あり、全体の 21%を占めている。次は、「2000年～2009年」の間で 39 市あり、全体の 20%を占めている。なお、「施設設置時点より」は、「不明」に含まれる。

表 4-2 ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の時期 (n=195)

開始時期	回答市数	回答率
2010年～2014年	10	5%
2000年～2009年	39	20%
1990年～1999年	18	9%
～1989年	40	21%
不明	88	45%
合計	195	100%

#### 4-5-1-3 自治体判断を始めた理由

予備アンケート調査結果から、ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の理由について、表 4-3 に示す(自由記述回答を筆者が分類)。表 4-3 から、「社会的弱者への配慮」が一番多い。なお、「社会的弱者への配慮」と分類した自由記述には、「車をもっていない」、「高齢者の増加」、「搬出者本人が自動車の運転ができない」、「運転や荷卸が自らできない」が含まれる。

表 4-3 ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の理由 (n=134)

理由	回答市数(複数分類)	回答率
社会的弱者への配慮	60	45%
市民サービス向上	33	25%
市の責任	28	21%
市民の要望が多い	9	7%
合併	4	3%
有料化の影響	4	3%
不法投棄の防止	3	2%
ごみ収集の減量・廃棄物の再利用	2	1%

以下の表 4-4、表 4-5、表 4-6、表 4-7、表 4-8 に自治体判断を始めた理由の記述回答の内容を示す。

表 4-4 自治体判断を始めた理由の記述回答①

合併(n=4)	市町村合併した為。 市町村合併時に家庭ごみ搬入手数料を有料化したことに伴うもの 3町合併時に統一する。 2005年に市町村合併により発足した当初から、現在の取り扱いをしています。
有料化の影響(n=4)	一般家庭の搬入について、100kg未満は無料の時期があり、搬入時に住所・氏名の記入により受け付けていましたが、平成20年4月の有料化に伴い、搬入者の確認などやや厳密化している。 市町村合併時に家庭ごみ搬入手数料を有料化したことに伴うもの 当市では、家庭系一般廃棄物について収集運搬の許可を与えていないため、当初より排出者本人が確認できれば搬入を許可していた。近年の状況で言えば、平成16年度より家庭系ごみの有料化が始まったこと、高齢者等が住居を引き払う際に多量のごみが発生する事案が増えたことから、直接搬入する者が増加している 以前より実施したが、平成18年2月ごみ有料化に伴い予測される駆込の搬入に対して改めて整理し指導したもの
不法投棄の防止(n=3)	以前から、高齢者世帯などで、別居の家族が片付けなどして出たごみについて、本人以外の家族の方が搬入した場合でも、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から受入れている。また、運搬車両などを所有していない方が、近所の方の所有・運転する運搬車両に同乗し、ごみを持ち込まれた場合も上述した観点から受入れている。 住民サービスの向上や不法投棄の防止など。 排出者が同席しているのであれば、排出元が明らかであるため。また、問1のCのケースは寝たきりや遺品整理を想定しており、別居家族が片付けなければ生活環境上好ましくないため。
ごみ収集の減量・廃棄物の再利用(n=2)	サイクルプラザ設立時からの対応 廃棄物の再利用 各市町村が実施している、家庭系ごみの収集運搬量軽減。

表 4-5 自治体判断を始めた理由の記述回答②

社会的弱者への配慮(n=35)	搬出者本人が自動車の運転ができないケースがあるため
	ごみ搬出者が搬入できない事情(高齢、病気等)があるため
	車を有していない等の理由により、本人による自己搬入が難しい場合を考慮している。
	廃棄物を搬入できない高齢者等の廃棄物処理が適正に行えるように
	高齢化社会が進み、排出者本人が高齢・死去等により自己搬入が不可能なケースが増えてきたため。
	ごみ搬出者が市内に居住しているが自らのごみの搬出が困難な場合も見受けられるため、市外に居住する家族等がそのごみの施設への搬入ができるよう
	搬入者本人が運転免許を持っていない場合がある。
	ごみ搬出者本人がゴミ出しに困っているため。
	高齢者等で自家用車を所有しておらず、自力で搬入できない場合は認めざるを得ない。
	自家用車を所有していない、身体的理由等、自身で搬入することができない事情を考慮するもの。
	高齢者、独居での死亡者等、本人のみの搬入とするのは現状にそぐわなくなったため。
	運転や荷卸が自らできない方へ配慮するため。
	高齢者及び障がいのある方のみ世帯等が施設へ自ら搬入することは難しいため、本人が同席するか、または、家族が本人に代わって搬入すること認めています。
	一人暮らしの高齢者や車両を持たない方がごみを清掃工場へ直接排出するのに対応するため。
	ごみの排出者が市民であり、発生場所が市内であれば、市に処理責任があるため施設へ搬入できる。本来は自身か許可業者が搬入すべきだが、許可業者に依頼すると費用が掛かるため家族や知人にごみの搬入・施設までの運転をお願いする人も少なくない。その場合でも、ごみの排出者と発生場所が確認できれば市が処理すべきごみと認められるため、搬入を許可している。
	高齢者のみの世帯では、自らが搬入することが困難なため
	独居老人の増加やノーマライゼーションの理念の浸透に伴い、福祉サービスの一環として実施。
	高齢者のみの世帯では、自らが搬入することが困難なため
	自ら処理することが困難な一般廃棄物(し尿を除く。)を市の施設へ搬入しようとするものは、廃棄物処理場利用申請書を自らが記入して、市長に提出し、許可を受けなければならないが、死亡、病氣療養、施設入所等の場合は、ごみ処理行政を円滑に進めるため、別居家族による本人のごみの搬入を認めている
	老夫婦世帯等の自ら搬入できない。ごみ排出者の本人確認が非常に煩雑になる。などの理由から、搬入者への関わりにより、市内で発生したことが確認できれば受入れる。
	本市では、本人の自己搬入は無料で受け入れていることから、車がない・運転できないなどの理由で自己搬入が困難な場合に、知人等に依頼するケースがあります。これに対し善意で協力している部分に対しては例外的に認めることとしたのが理由であると思われます
	本市は、家庭系の粗大ごみの収集運搬については、職員による直営の有料戸別収集を実施しており、民間業者に収集運搬を許可していない(許可は事業系ごみに限定)こともあり、ごみ排出者が高齢者又はごみを搬入する自動車運転ができない者あるいは死亡の場合等で直接搬入を希望する場合への対応としてc、dを認めている。特に「緩和」しているとの認識はない。
	高齢者の方で自分では車を運転できないような方が、粗大ごみ等を持ち込む際、別居家族や知り合い等の助力が必要となることがあったため。
	高齢でごみの排出が困難な場合に、近所の人にゴミ出しを手伝ってもらった場合等が増したため
	以前から、高齢者世帯などで、別居の家族が片付けなどして出たごみについて、本人以外の家族の方が搬入した場合でも、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から受入れている。また、運搬車両などを所有していない方が、近所の方の所有・運転する運搬車両に同乗し、ごみを持ち込まれた場合も上述した観点から受入れている。
	自動車をご自身で運転することが困難な方もいる為。
	車の運転ができない。高齢で、搬入できない。
	自動車の運転ができない方等、自ら搬入できない市民への配慮
	市内には運搬車両が無い方や運転できない高齢者がおり、親戚の方や近所の方が奉仕活動として運搬を協力している分については運用面で搬入を了承している。
	高齢・死亡・引越し等搬入者の事情を考慮し、要件緩和は上記問2以前から行っていた。問2の時期から、環境省通知(平成15年2月10日付け 引越時に発生する廃棄物の取扱マニュアルについて(通知))により、引越しごみに限らず一般廃棄物収集運搬業の許可を有しない業者の搬入を規制することとした
排出者の方の中には、高齢者の方や、自身では搬入することが難しい場合があるため	
高齢者世帯が多くなったため	
ごみ排出者が高齢のため、車両による搬入が困難。	
市内で排出された廃棄物は、市が受け入れられるべきものであり、ごみ排出者が持ち込みを出来ない状況であれば、市外の人の搬入も対応せざるを得ないから	
搬入車両を持たない搬入者が見られるため。	

表 4-6 自治体判断を始めた理由の記述回答③

社会的弱者への配慮 (n=25)	社会的弱者への配慮のため。
	運搬手段を持っていないごみ排出者の救済のため。
	本人が運転できない場合でも捨てるように配慮した。
	法において、許可が必要なのは業として行う場合とされているため
	要件緩和の開始時期の記録がありません。ただ、法令により綾部市内で発生した一般廃棄物については綾部市が処理する責任がありますので、当初から受け入れていたものと推測いたします。
	本人及び家族が高齢者になり、ごみを持ち込むことが出来ない方や本人及び家族が亡くなり、実家の片付けに来られる市外、県外の身内の方が増えたため。
	高齢者等を中心に、本人自らが家庭系ごみを排出することが、困難なケースがあるため
	ごみ発生場所の本人以外の搬入に係る問合せが多いため・搬出者が高齢や体調不良により困難な事例が出たため
	排出者本人に限ると、運転免許証を持っていない方、自家用車をお持ちでない方、高齢者や障害のある方への負担が過度になると考えているため。
	独居の高齢者が増え、その方の家財整理、遺品整理等の問い合わせが多くなったため。高齢者が粗大ごみを持ち込むことは困難で、実質的には遠方の別居家族が処分することが多い。現状を踏まえると、排出者本人が搬入しなければならぬという縛りは厳しすぎる。
	高齢などで直接ごみを搬入出来ない方でも搬入出来るように。
	高齢独居老人などで運転できず、また収集運搬業許可業者に依頼する資力も無い場合には要件緩和を行わず搬入を認めないと結果的に廃棄物が処理されず公衆衛生に悪影響が出る可能性があるため
	排出者が運転できない場合もあるため、同乗していれば可能。(運転開始当初より)
	運転免許証が無い、また、高齢者等でごみの持ち込みが困難な方などへの対応として。
	高齢者の一人住まいの増加や車を持っていないなどの理由により、搬入手段がない市民が多くなったことから
	高齢者世帯の増加や、職業の多様化による就労時間の変化により、ごみ排出者本人以外が搬入する案件が増加しているため
	家庭系ごみの搬入について、ごみ排出者本人がごみ清掃工場へ搬入することが困難な場合があるため。
	引越等で多量のごみを搬入したいが、搬入者が車を不所持または、免許がない等の理由
	処理施設が市街地から遠方に立地しているため、自動車運転に支障がある又は免許証を所持していない年配の方などの対応するため
	〇〇市クリーンセンターでは、粗大ごみに該当する一般廃棄物を市民の直接搬入で処理をしているが、車両を運転できない等の理由で持ち込みができない事案もあるため。
	引越しごみや遺品整理など、住民票を異動していないもしくは異動してしまった場合や、ごみ搬入者本人が搬入することができない場合があるため。
	排出者本人が疾病・高齢等により対応不可能など、正当な事由がある場合に限り搬入資格者要件を緩和している。
	c.について、一人暮らしの市民がなくなった場合、その親族がごみの片づけをし、クリーンセンターに搬入することが考えられるため。またd.については、ごみの排出者が、車両を保持していない場合が考えられるため。
高齢の排出者等については、自身のみで搬入することが困難であることが多いため。	
自己搬入の意思がある排出者の状況(車両を有していない、運転困難等)に応じた対応を行うため。	

表 4-7 自治体判断を始めた理由の記述回答④

市民サービス向上(n=33)	排出者が同席している場合、排出者が車輛をレンタルして運搬しているものと同じであると解釈しています(市民サービスとして)
	市民サービスの向上のため。
	市民サービスの向上
	市民の方々が搬入しやすくするため
	住民サービスの一環として
	住民の生活の実情に合わせ、搬入資格について検討した結果、新施設の稼働に伴い搬入要件の整理を行った
	ごみの排出者が市民であり、発生場所が市内であれば、市に処理責任があるため施設へ搬入できる。本来は自身か許可業者が搬入すべきだが、許可業者に依頼すると費用が掛かるため家族や知人にごみの搬入・施設までの運転をお願いする人も少なくない。その場合でも、ごみの排出者と発生場所が確認できれば市が処理すべきごみと認められるため、搬入を許可している。
	市民の利便性を考慮したため
	独居老人の増加やノーマライゼーションの理念の浸透に伴い、福祉サービスの一環として実施。
	住民サービス向上のため
	市民サービスのため
	民の利便性を最優先に考え、緩和というよりも、最初から上記要件にしております
	市民に対してのサービス(ただし有料となります)
	市民の利便性を考慮している。また本人の排出した廃棄物であることが確認できるため
	利用者の利便性を図るため
	市内には運搬車両が無い方や運転できない高齢者がおり、親戚の方や近所の方が奉仕活動として運搬を協力している分については運用面で搬入を了承している。
	市民サービスのため。
	住民サービスの向上や不法投棄の防止など。
	本人及び家族が高齢者になり、ごみを持ち込むことが出来ない方や本人及び家族が亡くなり、実家の片付けに來られる市外、県外の身内の方が増えたため。
	住民の利便性のため。
	住民サービスのため
	高齢者世帯の増加や、職業の多様化による就労時間の変化により、ごみ排出者本人以外が搬入する案件が増加しているため
	ごみ排出者の利便性向上のため。
	本組合の清掃工場は平成25年4月からの稼働に伴い、同時に可燃ごみの受入れを開始しています。受入開始当初から、問1の回答のとおり要件緩和して現在に至ります。理由は、行政サービスの一環として多種多様な市民ニーズに柔軟に対応するためです。但し、原則として排出者本人以外の方が可燃ごみを持ち込む場合は、排出者本人との関係がわかるものを提示してもらいます。
	安中市クリーンセンターでは、粗大ごみに該当する一般廃棄物を市民の直接搬入で処理をしているが、車両を運転できない等の理由で持ち込みができない事案もあるため。
	核家族化等で別居世帯が増えたため
	市民の利便性の観点から、ごみ処理施設の設立当初から「要件緩和」している。
	市民の利便性向上のため
緩和実施についてははっきりとした年度は不明だが、おそらく施設開所時より車を持っていない、市民や運転免許のない市民がいるため。	
搬入者の利便性を考慮したため	
排出者本人か許可業者のみを搬入可とする運用では対応困難と判断したため。(排出者自身は搬送手段を持っていないが、第三者の協力を得て搬入する場合など)	
市民の利便性を考慮したものの。	
住民サービスのため	

表 4-8 自治体判断を始めた理由の記述回答⑤

市の責任(n=28)	市内で発生した家庭系一般廃棄物は、市外に持ち出すべきではないため。
	廃棄物処理法上許可が不要と考えるため。
	ごみの出所が市内であれば、誰でも搬入できます。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき鹿屋市一般廃棄物処理基本計画を定め、それに従い区域内で発生する全ての一般廃棄物の適正な処理を確保しているため。
	操業当時から現行の要件です。市外で排出されたごみであることが明らかな場合のみ、施設への受入れをお断りしておりますが、現実的には市内排出のごみであることを判断するチェック機能の不備も感じております。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、業として収集運搬を行っていない以上は、無許可営業にあたらなため
	緩和しなければ、ごみの適正処理に支障が生じる恐れがあるため
	市内で発生した一般廃棄物は、市が処理するべきものであると判断するため。
	基本的には、ごみの発生場所が構成市であれば、個人の搬入許可をしている
	一般廃棄物であれば処理責任は市町村にあるため、発生場所が区域内であれば、搬入者が本人でなくても処理する必要があると考える
	以前より、排出場所が市内であることが確認できた場合、搬入可としている。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき搬入許可を行っており、特に要件緩和ということを行っていない
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、搬入開始当初から実施。
	一般廃棄物は当該市町村で処理しなければならないため
	富士市は家庭ごみを積極的に受入れています。搬入資格者の要件緩和の観点から検討があったのかは不明です。
	市町村の一般廃棄物処理責任を果たすため
	市内で排出された廃棄物は、市が受け入れするべきものであり、ごみ排出者が持ち込みを出来ない状況であれば、市外の人の搬入も対応せざるを得ないから
	市内から排出される一般廃棄物は受け入れなければならないため
	問い2の時期についてですが、4月からごみ処理に関して広域処理することによるものです。広域ごみ処理施設「〇〇エコセンター」の搬入条件は下記のとおりです。①〇〇市、△△市のごみであること②一般廃棄物であること③許可業者であること
	要件緩和の開始時期の記録がありません。ただ、法令により綾部市内で発生した一般廃棄物については綾部市が処理する責任がありますので、当初から受け入れていたものと推測いたします。
	搬入者に対し、規制する立場ではない。収集運搬の許可等は、市町が与える事であって当施設は圏域内の一般廃棄物で処理可能な物であれば搬入者を規制しない。
	従来より、〇〇地方塵芥処理組合の構成市町村から排出されたごみであれば、受け入れ可能としている。
	市内居住者の生活上発生したごみであれば受ける必要があるため
	市内で発生した一般廃棄物の処理は、市が処理する責務がある。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2の規定による。)
	廃棄物の最終的な処理義務は、「どこから出たごみなのか(排出場所)」と「家庭から出たのか、若しくは事業活動に基づいて出たのか(一般廃棄物・産業廃棄物の認定)」で決まるため。
	市内から出たごみ(一般廃棄物)は、基本的に受け入れる。
	一般廃棄物の処理は、当該廃棄物が発生した自治体にあります。よって、市内で発生した一般廃棄物である場合、制限をする必要性がありません。なお、業として運搬を行う場合は、廃掃法上の許可が絶対条件です

#### 4-5-1-4 ごみ排出者・別居家族の確認方法

予備アンケート調査結果から、ごみ排出者・別居家族の確認方法について、表 4-9 に示す。表 4-9 から、最も多いのは口頭確認であり、戸籍謄本を使い、厳しく確認している市が少ない。また、複数の方法で確認している市が少ないが、複数の確認方法を使ったほうがよいと考える。

表 4-9 ごみ排出者・別居家族の確認方法 (n=189)

確認方法	回答市数	回答率
口頭確認	63	33%
別居を確認せず、住所を確認	36	19%
公共料金の明細	27	14%
自己申告	22	12%
委任状提出	10	5%
廃棄物搬入証明書	7	4%
戸籍謄本	4	2%
住民基本台帳	4	2%
公共料金の明細+口頭確認	3	2%
公共料金の明細+委任状提出	2	1%
口頭確認+廃棄物搬入証明書	2	1%
口頭確認+別居を確認せず、住所を確認	2	1%
公共料金の明細+自己申告	1	1%
委任状提出+戸籍謄本	1	1%
公共料金の明細+住民基本台帳	1	1%
口頭確認+住民基本台帳	1	1%
自己申告+戸籍謄本	1	1%
自己申告+口頭確認	1	1%
自己申告+住民基本台帳	1	1%
合計	189	100%

#### 4-5-1-5 ごみ清掃工場へ搬入する前の手続き

本アンケート調査結果から、ごみ清掃工場へ搬入する前の手続きについて、表 4-10 に示す。表 4-10 から、搬入事前手続きをしている 157 市のうち、「搬入申告書などの書類のみを使って搬入事前手続きを実施している」と回答した市が 88 市あり、全体の 26%を占めている。「搬入事前手続きは実施していない」と回答した市が 186 市あり、全体の 54%を占めており半数を超えている。これらのことから、市は利用者側の利便性を考えているのではないかと考えられる。

表 4-10 ごみ清掃工場へ搬入する前の手続き (n=343)

搬入事前手続き	回答市数	回答率
搬入申告書などの書類のみを使って搬入事前手続きを実施している	88	26%
搬入申告書などの書類・電話の両方で搬入事前手続きを実施している	13	4%
電話のみで搬入事前手続きを実施している	15	4%
搬入事前手続きは実施していない	186	54%
その他	41	12%
合計	343	100%



#### 4-5-1-6 現場での確認方法

本アンケート調査結果から、手続きの際の申告内容・確認事項を表 4-11 に示す。表 4-11 から、「廃棄物運搬車(自己搬入者)の氏名・車両番号等の情報」、「廃棄物の内容」、「ごみの発生場所」、「廃棄物の搬入日時」と回答した市は全て 94 市以上であり、全体の 60%以上を占めており半数を超えている。それらのことから、搬入手続きをしている市において、トラブルを防ぐために、確認事項をしっかりと確認していると考えられる。

本アンケート調査結果から、搬入窓口における確認事項を表 4-12 に示す。表 4-12 から、「搬入物に関する聞き取り調査」と回答した市は 240 市あり、全体の 70%を占めている。

表 4-11 手続きの際の申告内容・確認事項 (n=157)

手続きの際の申告内容・確認事項	回答市数(複数回答可)	回答率
廃棄物運搬車(自己搬入者)の氏名・車両番号等の情報	112	71%
廃棄物の内容物(重量や種類)	110	70%
ごみの発生場所	103	66%
廃棄物の搬入日時	94	60%
その他	24	15%

表 4-12 搬入窓口における確認事項 (n=343)

搬入窓口における確認事項	回答市数(複数回答可)	回答率
搬入物に関する聞き取り調査(口頭質問)	240	70%
車両番号の確認	152	44%
免許証等の身分証明書の確認	117	34%
搬入許可証等の書類確認	93	27%
その他	92	27%

#### 4-5-1-7 ごみ清掃工場の受付曜日

本アンケート調査結果から、ごみ清掃工場の受付曜日を表 4-13 に示す。表 4-13 から、「平日+土曜日」と回答したのが 115 市あり、全体の 35%を占めている。このことから、多くの市が市民利便性を考慮しており、土曜日でも受付していると考えられる。「その他」は、「第四週の日曜日」、「祝日」、などが含まれる。

表 4-13 ごみ清掃工場の受付曜日 (n=340)

ごみ清掃工場の受付曜日	回答市数(複数回答可)	回答率
平日+土曜日	115	34%
平日(月曜日から金曜日)のみ	80	24%
平日+土曜日+日曜日	11	3%
その他	143	42%

#### 4-5-1-8 ごみ処理手数料

本アンケート調査結果から、ごみ処理手数料の分布について、図1、図2に示す。図1、図2から、家庭系ごみ、事業系ごみ処理手数料について、回答が一番多いのは500円～1000円である。事業系は、家庭系より処理手数料が高いとわかった。

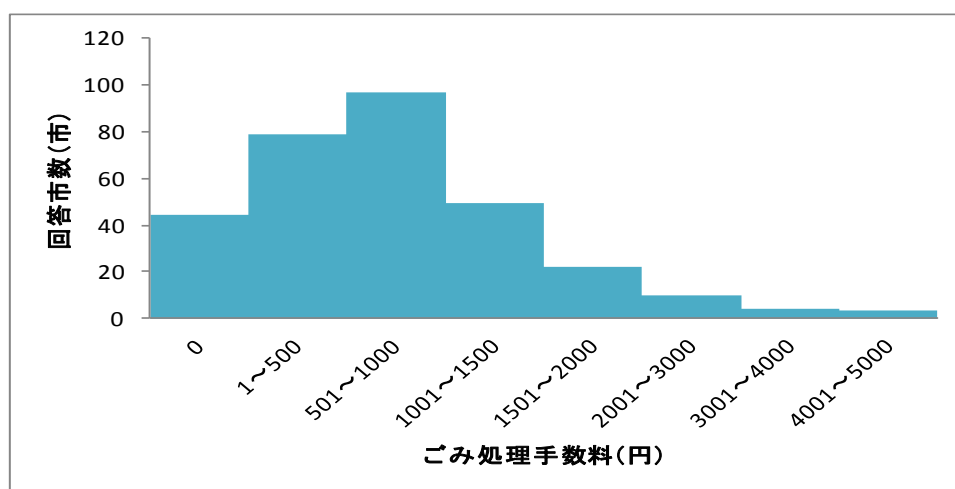


図 4-1 家庭系ごみ処理手数料 (単位：円)

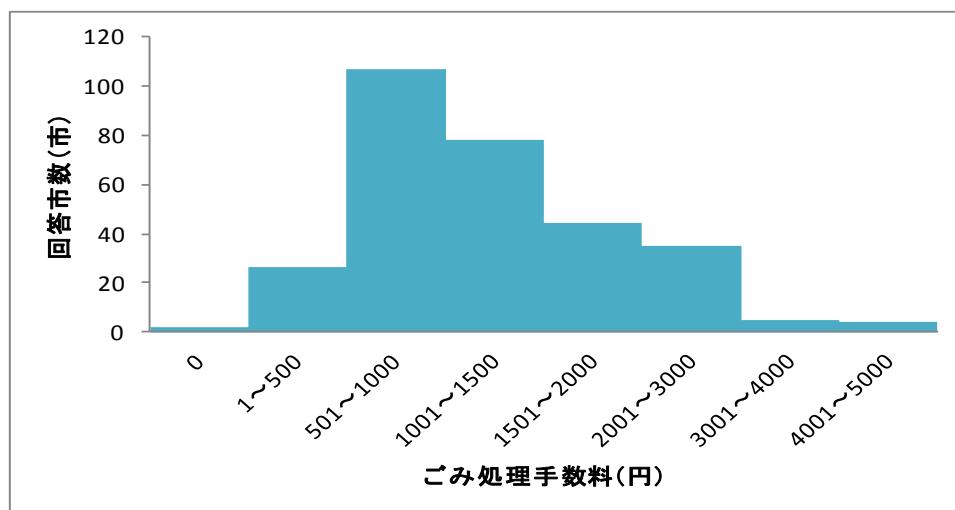


図 4-2 事業系ごみ処理手数料 (単位：円)

#### 4-5-1-9 ごみ処理手数料の改定予定の有無

本アンケート調査結果から、ごみ処理手数料の改定予定の有無について、表 4-14 に示す。ごみ処理手数料を改定する予定がある市は 70 市であり、全体の 22 %を占めている。ごみ処理手数料を改定する予定がない市は 201 市であり、全体 62%を占めており半数を超えている。この結果から、現時点でごみ処理手数料を改定する予定がある市が少ないとわかる。

表 4-14 ごみ処理手数料の改定予定の有無 (n=323)

処理手数料の改定予定の有無	回答市数	回答率
はい	70	22%
いいえ	201	62%
その他	52	16%
合計	323	100%

#### 4-5-1-10 ごみ処理手数料の改定を検討する理由

本アンケート調査結果から、ごみ処理手数料の改定を検討する理由について、表 4-15 に示す。表 4-15 から、「消費税増税のため」と回答した市は 40 市であり、全体の 57%を占めており半数を超えている。その結果から、消費税増税のため、今後ごみ処理手数料の改定を検討する市も増加すると考えられる。

表 4-15 ごみ処理手数料の改定を検討する理由 (n=70)

改定理由	回答市数(複数回答可)	回答率
消費税増税のため	40	57%
他市のごみを入らないように	13	19%
近隣の改定を受けて	11	16%
新清掃工場稼働のために	10	14%
その他	25	36%

#### 4-5-2 無許可収集

##### 4-5-2-1 無許可収集による高額報酬請求についての問い合わせの有無

本アンケート調査結果から、無許可収集による高額報酬請求についての問い合わせの有無について、表 4-16 に示す。表 4-16 から、無許可収集による高額報酬請求についての問い合わせがないと回答したのは 294 市あり、全体の 89%を占めている。

表 4-16 問い合わせの有無 (n=329)

問い合わせの有無	回答市数	回答率
あり	29	9%
なし	294	89%
その他	6	2%
合計	329	100%

##### 4-5-2-2 2014 年度の問い合わせ数

本アンケート調査結果から、2014 年度の問い合わせ数について、表 4-17 に示す。表 4-17 から、最大値と最小値に大きいな差がないとわかる。しかし、本アンケートの対象が市の清掃

部署であり、無許可収集による高額報酬請求についての問い合わせは、別の管轄部署で把握している可能性もあるため、結果が変わるかもしれない。

表 4-17 問い合わせ数（単位:件, n=15）

問い合わせ数	
平均値	1.8
最大値	6
最小値	1
標準偏差	3.5

#### 4-5-2-3 無許可への対応

本アンケート調査結果から、無許可への対応について、表 4-18 に示す。表 4-18 から、「警察・関係各課と連携して対応との連携」と回答した市は 30 市あり、全体の 38%を占めている。なお、「その他」には、「条例制定」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律による罰則」などが含まれる。

表 4-18 無許可への対応（n=80）

対応方法	回答市数(複数分類)	回答率
警察・関係各課と連携して対応との連携	30	38%
HPなどで注意喚起	20	25%
広報・チラシの配布	10	13%
パトロール・張り込み	10	13%
無許可収集の中止指示、許可申請の指導	8	10%
口頭や文書による教示	5	6%
その他	10	13%

#### 4-5-2-4 情報提示の手段

本アンケート調査結果から、許可業者に関する情報は、どのような手段で住民に提示していますかについて、表 4-19 に示す。表 4-19 から、「問い合わせがあれば、情報を提示する」と回答した市が 261 市あり、全体の 76%を占めて半数を超えている。次いで、「HP に情報の掲載」と回答した市が 238 市あり、全体の 69%を占めて半数を超えている。

表 4-19 情報提示の手段 (n=343)

情報提示の手段	回答市数(複数回答可)	回答率
問い合わせがあれば、情報を提示します	261	76%
HPに情報の掲載	238	69%
住民へのチラシの配布	67	20%
その他	48	14%

#### 4-5-3 限定許可について

##### 4-5-3-1 限定許可の有無

追加アンケート調査から、限定許可の有無について、表 4-20 に示す。表 4-20 から、追加アンケート調査において返信のあった 144 市のうち、限定許可を出していたのは 86 市あり、全体の 60%を占めており半数を超えている。限定許可を出していないと回答したのは 55 市あり、全体の 38%を占めている。この結果から、半分以上の自治体で、何らかの品目に限定許可を出していることがわかった。

表 4-20 限定許可の有無 (n=144)

限定許可の有無	回答市数	回答率
はい	86	60%
いいえ	55	38%
その他	3	2%
合計	144	100%

##### 4-5-3-2 限定許可の対象品目

追加アンケート調査から、限定許可の対象品目について、表 4-21 に示す。表 4-21 から、特定家電品のみ限定許可を出していたのは 17 市あり、全体の 21%を占めている。食品残渣のみ限定許可を出していたのは 14 市あり、全体の 18%を占めている。この結果から、特定の品目のみを限定している市は少なく、多くの市は、2つ以上の品目の組み合わせで限定許可を出していることがわかる。なお、「その他」には、多くの組み合わせ、「車道清掃」、「廃食用油」、「胎盤」、「海産物残渣」、「医療系廃棄物」、「紙おむつ」などが含まれている。

表 4-21 限定許可の対象品目 (n=80)

限定品目	回答市数 (複数回答可)	回答率
特定家電品	17	21%
食品残渣	14	18%
実験動物死体及びその汚物	13	16%
引っ越しに伴う一時多量排出ごみ	11	14%
生ごみ	9	11%
木くず	8	10%
刈り草	7	9%
流木+木くず	5	6%
魚腸骨	4	5%
建築物の解体に伴う残置物	3	4%
遺品整理などに伴う一時多量排出ごみ	2	3%
廃プラスチック	2	3%
木くず + 刈り草	2	3%
引っ越しに伴う一時多量排出ごみ+遺品整理などに伴う一時多量排出ごみ	2	3%
流木	1	1%
その他	70	88%

#### 4-5-3-3 限定許可の選定理由

追加アンケート調査から、限定許可の選定理由について、表 4-22 に示す。表 4-22 から、「再資源化推進」と回答した市が最も多く 34 市あり、全体の 68%を占めている。次いで、「市の収集が困難」と回答した市が 22 市あり、全体の 44%を占めている。なお、「その他」には、「市民の要望があった」、「高齢化に伴い、遺品整理業のニーズが高まってきたため」、「直営事業で不足する分を補うため」などが含まれている。これらのことから、市民のニーズに応じ、限定許可が必要となっているのではないかと考えられる。

表 4-22 限定許可の選定理由 (n=50)

限定理由	回答市数	回答率
再資源化推進	34	68%
市の収集が困難	22	44%
市の処理施設で受入できない	9	18%
特定家庭用機器再商品化法改正により排出量の増加	5	10%
既存の許可業者へ委託することが困難	3	6%
収集作業の特殊性から既存の許可業者では対応が厳しい	3	6%
その他	21	42%

#### 4-5-3-4 限定許可を出した時期

追加アンケート調査から、限定許可を出した時期について、表 4-23 に示す。表 4-23 から、最も多かった開始年度は「2010年～2015年」の間で 50 市あり、全体の 65%を占めている。次は、「2000年～2009年」の間で 42 市あり、全体の 53%を占めている。

表 4-23 限定許可を出した時期 (n=80)

開始時期	回答市数	回答率
2010年～2015年	52	65%
2000年～2009年	42	53%
1990年～1999年	3	4%
～1989年	3	4%
不明	5	6%

#### 4-5-3-5 限定許可業者数と一般廃棄物収集運搬許可業者数

追加アンケート調査から、限定許可業者数と一般廃棄物収集運搬許可業者数の分布について、図 3、図 4 に示す。図 3、図 4 から、限定許可業者数、一般廃棄物収集運搬許可業者数について、回答が多かったのは、1 社～20 社である。二つとも、最大値と最小値に大きいな差がある。それは、市の規模により、業者数が異なるのではないかと考えられる。

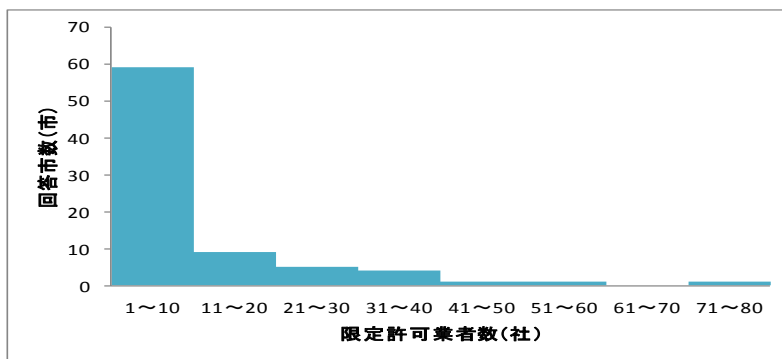


図 4-3 限定許可業者数(単位:社)

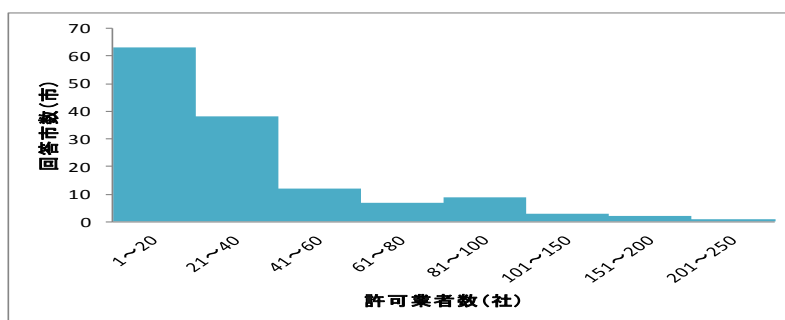


図 4-4 一般廃棄物収集運搬許可業者数(単位:社)

#### 4-6 ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題・対策

##### 4-6-1 搬入資格者の自治体判断の有無

まず、本アンケート調査で調査対象地としていた全国各市 789 市のごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の有無を表 4-24 に示す。表 4-24 から、予備アンケート調査において得られた、ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の有無をより正確に把握したデータとして扱う。本アンケート調査において返信のあった 343 市のうち、廃棄物処理法で規定される「ごみ排出者」、「許可業者」以外でも、「ごみ排出者別居家族」や「ごみ排出者が同席であれば、運転手はだれでもいい」と回答した自治体が各 50%以上あり、多くの市は、搬入資格者を厳しく制限していないことがわかる。また、「ごみ排出者本人」と回答した市は 100%となっていないのは、ごみ清掃工場への直接搬入が認めていない市もあるためである。さらに、「許可業者」と回答した市も 100%となっていないのは、一般家庭ごみの収集を認めていない市があると考えられる。

表 4-24 搬入資格者の自治体判断の有無 (n=343)

搬入資格者	回答市数(複数回答可)	回答率
ごみ排出者本人・同居家族	310	90%
許可業者	313	91%
ごみ排出者が同席であれば、運転手はだれでもいい	216	63%
ごみ排出者別居家族	174	51%
ごみ排出者が同席であれば、運転手は排出者の親戚に限り認める	31	9%
引越し業者に限り排出者の同乗	16	7%
その他	102	30%

##### 4-6-2 ごみ清掃工場への直接搬入の対応策

4-6-2 では、本アンケート調査の結果に基づく。

###### 4-6-2-1 課題点の有無

ごみ清掃工場への直接搬入において課題点の有無について、表 4-25 に示す。表 4-25 から、「課題点がある」と回答した市は 158 市であり、全体の 49%を占めている。一方で、「課題点がない」と回答した市は 157 市であり、全体の 49%を占めている。課題点がある市と課題点がない市はほとんど同じぐらいであることがわかる。

表 4-25 ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題点の有無 (n=321)

課題の有無	回答市数	回答率
はい	158	49%
いいえ	157	49%
その他	6	2%
合計	321	100%



#### 4-6-2-2 課題点の詳細

ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題点の詳細について、表 4-26 に示す。表 4-26 から、ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題点で最も多く回答されていたのは、「他市のごみが搬入されている」で 40 市あり、全体の 28%を占めている。また、「家庭系廃棄物と偽った事業系廃棄物の搬入」、「きちんと分別がされておらず、再利用可能な資源がごみの中に含まれている」と回答した市が 20 市あり、全体の 14%を占めている。「その他」には、「受け時間外の来所」、「直接搬入車両・混入量の増加」、「建築廃材の搬入」、「祝日・年末年始の搬入量が多く清掃工場周辺で交通渋滞が発生してしまう」などが挙げられている。

表 4-26 ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題点の詳細 (n=143)

課題点	回答市数(複数分類)	回答率
他市のごみが搬入されている	40	28%
家庭系廃棄物と偽った事業系廃棄物の搬入	20	14%
きちんと分別がされておらず、再利用可能な資源がごみの中に含まれている。	20	14%
無許可事業者の搬入	13	9%
不適物(市の搬入基準を満たしていないもの)の搬入がある(再生可能な紙ごみ等)	12	8%
産業廃棄物が搬入されている	11	8%
処理できないごみも持ち込まれる	9	6%
虚偽の申告(業者が個人名を騙る等)であろうと思われる搬入が少なからずある。	8	6%
家庭系一般廃棄物の中に事業系一般廃棄物が混入していること	7	5%
その他	35	24%

#### 4-6-2-3 課題点への対策方法

ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題点に対する対策方法について、表 4-27 に示す。表 4-27 から、最も多く回答されていたのは「定期的にごみの展開検査の実施」で 40 市あり、全体の 44%を占めている。次いで、「搬入者の身分証明書の提示」を回答した市が 15 市あり、全体の 17%を占めている。この 2 つの対策をみると、排出ごみ中身の確認と搬入資格者の身分の確認より 問題を防げるのではないかと考える。

表 4-27 ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題点に対する対策方法 (n=90)

対策	回答市数(複数分類)	回答率
定期的にごみの展開検査の実施	40	44%
搬入者の身分証明書の提示	15	17%
市のホームページや、ごみの分別の手引きを発行し広報している	13	14%
排出場所の確認(事後調査・追跡調査)	10	11%
受け入れ許可品目の明確化及び規制の強化	5	6%
処理手数料の値上げ	5	6%
1日あたりの搬入量に制限を設けている	3	3%
搬入前事前手続きの導入	3	3%
ごみ展開検査機の導入	2	2%
家庭系ごみへの処理手数料の導入	2	2%
指定袋の使用	2	2%
その他	20	22%

#### 4-6-2-4 課題点の解決または改善の把握

ごみ清掃工場への直接搬入に伴う課題点に対しての対策により解決または改善の把握有無について、表 4-28 に示す。表 4-28 から、「やや改善できた」と回答した市は 65 市あり、全体の 52%を占めており半数を超えている。ほとんどの市において、課題点に対して対応できていると考えられる。

表 4-28 対策方法による課題点の解決または改善の把握 (n=125)

効果	回答市数	回答率
大変改善できた	5	4%
やや改善できた	65	52%
どちらともいえない	45	36%
あまり改善できなかった	6	5%
改善できなかった	4	3%
合計	125	100%

#### 4-7 まとめ

本章の目的である、ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の実施実態を明らかに示すこと(目的1)について、全国 789 市の自治体に対するアンケート調査結果からわかる点を、以下にまとめる。

##### (1) ごみ清掃工場への搬入資格者について

- 1) 予備アンケート調査において返信のあった市のうち、廃棄物処理法で規定される「ごみ排出者」, 「許可業者」以外でも, 「ごみ排出者別居家族」や「ごみ排出

者が同席であれば、運転手はだれでもいい」と回答した自治体が各 60%以上あり、多くの市は、搬入資格者を厳しく制限していないことがわかった。

- 2) 自治体判断の開始時期について、「不明」を除く、最も多かった開始年度は「～1989年」の間で40市あり、全体の21%を占めている。次は、「2000年～2009年」の間で39市あり、全体の20%を占めている。なお、「施設設置時点より」は、「不明」に含まれる。
- 3) ごみ清掃工場への搬入資格者の自治体判断の理由について、（自由記述回答を筆者が分類）。「社会的弱者への配慮」と回答した市が60市あり、全体の45%を占めている。なお、「社会的弱者への配慮」と分類した自由記述には、「車をもっていない」、「高齢者の増加」、「搬出者本人が自動車の運転ができない」、「運転や荷卸が自らできない」が含まれる。

## (2) ごみ清掃工場へ搬入する前の手続き・確認内容について

- 1) 本アンケート調査において返信のあった343市のうち、「搬入事前手続きは実施している」と回答した市が157市あり、全体の46%を占めている。一方で、「搬入事前手続きは実施していない」と回答した市が186市あり、全体の54%を占めており半数を超えている。また、搬入事前手続きをしている157市のうち、「搬入申告書などの書類のみを使って搬入事前手続きを実施している」と回答した市が88市ある。これらのことから、市は利用者側の利便性を考えているのではないかと考えられる。
- 2) 手続きの際の申告内容・確認事項について、「廃棄物運搬車(自己搬入者)の氏名・車両番号等の情報」、「廃棄物の内容」、「ごみの発生場所」、「廃棄物の搬入日時」と回答した市は全て94市以上であり、全体の60%以上を占めており半数を超えている。それらのことから、搬入手続きをしている市において、トラブルを防ぐために、確認事項をしっかりと確認していると考えられる。
- 3) 搬入窓口における確認事項について、「搬入物に関する聞き取り調査」と回答した市は240市あり、全体の70%を占めている。
- 4) ごみ清掃工場の受付曜日について、「平日+土曜日」と回答したのが115市あり、全体の35%を占めている。このことから、多くの市が市民利便性を考慮しており、土曜日でも受付していると考えられる。

## (3) 無許可収集について

- 1) 無許可収集による高額報酬請求についての問い合わせがないと回答したのは294市あり、全体の89%を占めている。しかし、本アンケートの対象が市の清掃部署であり、無許可収集による高額報酬請求についての問い合わせは、別の管轄部署で把握している可能性もあるため、結果がかわるかもしれない。

- 2) 無許可への対応について、「警察・関係各課と連携して対応との連携」と回答した市は 30 市あり、全体の 38%を占めている。なお、「その他」には、「条例制定」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律による罰則」などが含まれる。
- 3) 「問い合わせがあれば、情報を提示する」と回答した市が 261 市あり、全体の 76%を占めて半数を超えている。次いで、「HP に情報の掲載」と回答した市が 238 市あり、全体の 69%を占めて半数を超えている。

#### (4) 限定許可について

- 1) 追加アンケート調査において返信のあった 144 市のうち、限定許可を出していたのは 86 市あり、全体の 60%を占めており半数を超えている。限定許可を出していないと回答したのは 55 市あり、全体の 38%を占めている。この結果から、半分以上の自治体で、何らかの品目に限定許可を出していることがわかった。
- 2) 限定許可の対象品目について、特定家電品のみ限定許可を出していたのは 17 市あり、全体の 21%を占めている。食品残渣のみ限定許可を出していたのは 14 市あり、全体の 18%を占めている。なお、「その他」には、多くの組み合わせが含まれる。この結果から、特定の品目のみを限定している市は少なく、多くの市は、2つ以上の品目の組み合わせで限定許可を出していることがわかる。なお、「その他」には、「車道清掃」、「廃食用油」、「胎盤」、「海産物残渣」、「医療系廃棄物」、「紙おむつ」などが含まれている。
- 3) 限定許可の選定理由について、「再資源化推進」と回答した市が最も多く 34 市あり、全体の 68%を占めている。次いで、「市の収集が困難」と回答した市が 22 市あり、全体の 44%を占めている。なお、「その他」は、「市民の要望があった」、「高齢化に伴い、遺品整理業のニーズが高まってきたため」、「直営事業で不足する分を補うため」などが含まれている。これらのことから、市民のニーズに応じ、限定許可が必要となっているのではないかと考えられる。
- 4) 限定許可を出した時期について、最も多かった開始年度は「2010 年～2015 年」の間で 50 市あり、全体の 65%を占めている。次は、「2000 年～2009 年」の間で 42 市あり、全体の 53%を占めている。